

日本政府による意思決定システムについて思うこと

石田 康博

東京への一極集中が地方の衰退をまねいていると指摘されており、中央集権体制からの脱却を目指した地方分権改革がこれまで進められている。その課題は東京一極集中の是正と災害対応力の強化、国政全般の改革の推進である。政府の政策立案は政府与党である自由民主党の部会で議論され法案化される仕組みとなっている。自民党内に設置される部会の議論を待たないと政策決定されない仕組みになっている。これは、議会制民主主義である日本の立法機関が政策決定する仕組みとしては幹流となっている。

地方分権改革の一つの要素として道州制を導入しようという動きが自民党内にもある。まず、道州制には2種類あることを理解する必要がある。アメリカ型と中央集権型である。アメリカ型はアメリカという国があって後に州を創った歴史を持っており、日本の道州制とは異なる。中央集権型は中央政府がある程度の権限を残したうえで、事務の移譲と公務員の移管を行うものである。自民党は道州制推進本部を設置し議論を進めている。3次中間報告の答申を総務会で了承しており道州制区割4案を認めている。

案では2009年度までに道州制基本法の制定を目指し、全国の区割りを9ブロックから11ブロックの道州にわけて、2017年度までに制度の導入を目指すものである。基礎自治体は30万人以上で最低でも10万人以上としており、詳細な区割りを決めることになる。注目するのは、日本の中心である東京都中央区と千代田区及び港区の扱いについては事務配分や税財政上の特例を設けることとし今後の課題としている。

課題は道州ブロックを地域で決めるのがこれまでの地方分権の筋だが、地方が決めるとなると必ず対立して議論が分かれることになり決まらないことである。国が区域割りをするのは地方分権の流れからすると論外である。地方制度調査会は区割りを3つ示したており9道州、11道州、13道州を提案している。自民党案では、9道州と11道州の2案を提示しておち東京特別区は入っていない。2005年12月から人口減少に転じているが東京は人口増加がみられる。埼玉県を含めるとか東京を含めないとかいう案は一都三県の一体性を考えるとおかしいものである。

首都移転の議論は1990年の超党派による国会議員による国会移転に関する決議により議論がスタートした。法律上では首都移転とは言わず「国会等移転」と言っており天皇（皇居）を移転することとは違うことを意味している。つまり、司法・立法・行政を移転することを前提としている。

1975年に新首都推進懇談会が設置され1990年11月に国会等の移転に関する決議が行われ、1992年に国会等の移転に関する法律が成立した。その半年後に国会等移転調査会の審議会を設置している。1996年6月に自民党東京都連の反対があり、国会等の移転に関する法律の改正が行われた。このときの文言調整では最終的に「比較考量」とするとあいまいな文言が加えられた。

一極集中はいけないという発想はこれまでに、一定の成長を維持してきた経済に支障をきたすことになる。東京の扱いを間違えると日本全体が衰退を招くことになる。首都圏で所得税と法人税の半分を稼ぎ出している事実を認識し、1990年から2000

年は人口が都心から圏域に延びていたが、2000年から2005年までは逆に都心回帰に転じている。都市圏の中で格差が起きている。中心地は平均年齢が比較的若いが郊外は高齢化が進んでおり、首都圏だけで地域格差が生まれている。東京を語らないで道州制は語れないということである。

これからの政府の意思決定システムのあり方として、道州制や首都移転を考える前に、ある程度の権限や税財源を地方自治体に移行して、国は防衛や外交、教育等国家戦略の大きな施策に特化し、地方は地方政府としての意思決定できる体制と制度の確立を目指すべきであると考えます。